

墨田区公共施設利用システム更新後の変更点について		
	変更前	変更後
支払方法	・ 窓口現金支払い ・ 電子納付（ペイジー）	・ 窓口現金支払い ・ 窓口キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、二次元コード） ※当初はクレジットカードのみ、順次拡大予定 ・ オンライン決済（クレジットカード）
他施設での料金の取扱い	・ 区内12施設で支払い、還付が可能	・ 利用施設でのみ支払い、還付が可能 ※屋外スポーツ施設の場合、屋外体育施設管理事務所八広支所・錦糸支所のみの取扱い ※他施設で支払い、還付を行う場合は、KIOSK端末からのみ取扱いが可能
施設使用承認書 施設使用確認書	・ 承認書：窓口で支払いをした際に発行 ・ 確認書：電子納付をした際にシステムで確認	・ いずれの支払方法でもシステムから施設使用承認書が確認できるようになる。原則、窓口での発行は行わない。
施設使用時	・ 施設を使用する際に、紙の承認書（確認書）を係員に提示する。 ・ 係員不在の場合は、承認書入れに承認書（確認書）を投函する。	・ 施設を使用する際に、スマホ等の端末から承認書を係員に提示する（紙での提示は不要）。 ・ 係員不在の場合は、予約した時間帯でそのまま施設を使用する。
使用料領収書	・ 窓口で支払いをした際に発行する。	・ いずれの支払方法でもシステムからインボイス対応の使用料領収書が確認できるようになる。原則、窓口での発行は行わない。
予約の取消	・ 仮予約→システムから取消するか窓口で取消申請を行う。 ・ 本予約→システムからの取消不可。取消を行う場合は、使用日の3日前までに窓口で取消及び還付申請を行う。	・ 仮予約、本予約を問わず、施設使用日の3日前まではシステムからの取消が可能となる。 ※使用日2日前からの取消及び還付は不可
還付方法	・ 窓口現金支払い、電子納付（ペイジー）いずれの場合も、承認書（確認書）を窓口に提出し、還付申請を行う。	・ 窓口現金支払い ・ 窓口キャッシュレス決済 →屋外スポーツ施設使用料返還申請書を提出して還付申請を行う。 ・ オンライン決済（クレジットカード） →予約取消後（雨天取消の場合は翌日以降）、システムより還付申請を行う。支払日より180日が経過した場合は、オンラインでの還付ができないため、上記同様、窓口で還付申請を行う。
窓口還付時の持ち物	・ 施設使用承認書（確認書） ・ 予約者の印鑑	・ 予約者の印鑑 ※予約者本人が還付を受ける場合は、予約者本人であることが分かる身分証明書を提示した場合のみサインで可
利用者登録	・ メールアドレスの登録は任意 ・ メールアドレスの変更があった場合は、窓口で変更申請を行う。	・ メールアドレスの登録は必須 ・ メールアドレスの変更があった場合は、自身でシステムから変更が可能になる。
利用者登録の事前登録	・ 取扱いなし	・ システムから事前登録が可能。窓口で事前登録した旨と利用者番号を伝えることで、登録手続きが素早く行える。 ※登録者の身分証明書は必須
空き施設の予約	・ 午前9時から午前1時の間に申込み可能	・ 空き申込み開始日（毎月2日（1月のみ5日）午前9時）以降は24時間申込み可能